

平成21年度 一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

3 項 河川海岸費

日野総合事務所県土整備局（電話：0859-72-2058）

1 目 河川総務費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)シーニック・リバー日野推進事業【日野川流域憲章制定記念】	2,056	0	2,056				2,056	
トータルコスト	2,885千円（前年度 0千円）							
従事する職員数	正職員：0.1人							
主な業務内容	工事発注図書作成・工事監督							
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・趣旨 平成20年8月23日に、日野川流域の自然や歴史、文化を守り育てる理念をうたった「日野川流域憲章」が、官民33団体による実行委員会によって制定された。この「日野川流域憲章」の制定を記念・普及し、川に親しむ人々のその想いを育み、清らかで豊かな日野川を次世代に継承していくことに寄与する。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1)日野川流域憲章広報看板設置</p> <p>日野川流域の親水公園等に憲章文を記載した広報看板を設置し、憲章の理念を普及する。</p> <p>10箇所（うち既設看板裏面利用7箇所）</p> <p>(2)下黒坂橋袂広場（仮称）整備</p> <p>日野川は、その流量から県内で唯一ラフティングが行える河川であり、ラフティングが地域の観光振興等の目玉として注目されている。地域のスポーツクラブが主催するイベントでも参加者（半数は県外からの旅行者）が急増しており、安全な集合場所とボート降ろし場に困窮されている。このため、日野川流域憲章制定を期に、ラフティング以外の釣り人等の一般の方も利用できる安全な小広場を河川内に整備し、日野郡の観光振興等に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場整備（敷砂利） A=450㎡ ・ボート降ろし場用護岸 L= 10m （護岸材料は流域憲章に賛同する民間からの寄付） <p>(3)川辺の散歩道整備</p> <p>○河川高水敷や堤防を整地して小径を整備し、周辺美化・維持管理（花植・草刈り等）を住民等が行う。</p> <p>→県民との協働で、日野郡3町の小学校と連携して学校周辺をモデル地区として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小径整備（舗装切削廃材利用） L=400m W=1.5m ・花苗購入（住民・学校支給） 1000株程度 <p>※参考：シーニック＝シーンの形容詞で「景観のよい」という意味</p>							

日野川流域憲章

- ・日野川流域の自然・環境を守り、川と私たちとのすばらしい共存に努めます。
- ・日野川のきれいで豊かな流れが、いつまでも続くように美しい緑の森を守り、育てるように努めます。
- ・日野川流域の交流・連携をすすめます。
- ・日野川流域の歴史・生活文化を学び、その知識を次世代に引き継ぐように努めます。
- ・日野川流域に培われてきた、さまざまな価値ある魅力を大切にして、継続的な地域の発展に努めます。
- ・日野川流域を愛する人たちの輪が広がるように努めます。



イメージ